



福岡県医発第210号(地)
平成18年 4月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



エタネルセプト製剤用注射用ディスポーザブル注射器
の保険適用上の取扱いについて

エタネルセプト製剤については、平成17年4月27日付け保医発第0427001号厚生労働省保険局医療課長通知（平成17年5月27日付け福岡県医発第414号（地）にてご連絡済み）により、当分の間、「インスリン製剤」に準じて取扱い、医科診療報酬点数表の区分「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるとされておりましたが、平成18年4月の診療報酬改定に伴い、「特掲診療報酬の施設基準等」別表第九「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算および注入器用注射針加算に規定する注射薬」として示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

また、エタネルセプト製剤用注射用ディスポーザブル注射器は、従来、調剤薬局で処方することができない取扱いとなっておりましたが、平成18年3月29日付け保医発第0329004号厚生労働省保険局医療課長通知において、当分の間、材料価格基準（平成18年厚生労働省告示第96号）別表中「Ⅷ 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料およびその材料価格」の「001 インスリン製剤注射用ディスポーザブル注射器」に準じて算定できると示され、院外処方が可能となりました。

つきましては、今回の改正内容等につきまして会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌5月号に掲載が予定されております。

小郡三井医師会より

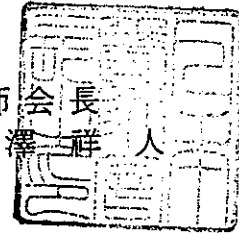
担当理事 友清 明



日医発第 32 号 (保 9)
平成 18 年 4 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤 祥 人



エタネルセプト製剤用注射用ディスポーザブル注射器の保険適用上の取扱いについて

エタネルセプト製剤については、平成 17 年 4 月 27 日付保医発第 0427001 号厚生労働省保険局医療課長通知（平成 17 年 5 月 20 日付日医発第 138 号にてご連絡済み）により、当分の間、「インスリン製剤」に準じて取り扱い、医科診療報酬点数表の区分「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるとされておりましたが、平成 18 年 4 月の診療報酬改定に伴い、「特掲診療料の施設基準等」別表第九「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算および注入器用注射針加算に規定する注射薬」として示されたところであります。

また、エタネルセプト製剤用注射用ディスポーザブル注射器は、従来、調剤薬局で処方することができない取扱いとなっておりましたが、平成 18 年 3 月 29 日付保医発第 0329004 号厚生労働省保険局医療課長通知において、当分の間、材料価格基準（平成 18 年厚生労働省告示第 96 号）別表中「Ⅷ 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料およびその材料価格」の「001 インスリン製剤注射用ディスポーザブル注射器」に準じて算定できると示され、院外処方が可能となりました。

つきましては、今回の改正内容等に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 5 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. エタネルセプト製剤用注射用ディスポーザブル注射器の保険適用上の取扱いについて

（平成 18 年 3 月 29 日 保医発第 0329004 号厚生労働省保険局医療課長通知）





保医発第0329004号

平成18年 3月29日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

エタネルセプト製剤用注射用ディスポーザブル注射器の保険適用上の取扱いについて

エタネルセプト製剤用注射用ディスポーザブル注射器の保険適用上の取扱いについては、
下記のとおりとするので、関係者に対して周知徹底を図られたい

記

エタネルセプト製剤用注射用ディスポーザブル注射器については、当分の間、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成18年厚生労働省告示第96号）別表中Ⅷの「001 インスリン製剤注射用ディスポーザブル注射器」に準じて算定できることとする。